



11月は 児童虐待防止月間です

～オレンジリボンキャンペーン～

令和2年度の標語「189(いちはやく) 知らせて守るこどもの未来」

児童相談所
虐待対応ダイヤル ☎ **189** (いち・はや・く)

電話をかけると近くの児童相談所につながります。匿名での連絡が可能です。

こんなことが虐待に当たります！

身体的虐待

暴力を振るう、やけどをさせるなど

心理的虐待

言葉で脅す、子どもの前で暴力を振るう、暴言を吐くなど

性的虐待

性的ないたずら、性的関係の強要など

ネグレクト

適切な衣食住の世話をしない、病気になるっても病院に連れて行かないなど

これってしつけ？それとも虐待？

子育てにおいて「しつけ」と称して、たたいたり怒鳴ったりすることは、子どもの心の成長に悪い影響を及ぼす可能性があります。

▼いたずらをしたため長時間正座をさせる

身体に苦痛、または不快感を引き起こす行為は体罰になります。体罰を正当化すると、歯止めが利かなくなりエスカレートする危険があります。

▼他の子どもと比べて責める・怒鳴る
言葉での脅しは、言葉の暴力です。恐怖感を植え付け、同時に子どもの自尊心を奪うことになります。

4月から法律が変わりました

子どもへの体罰が法律で禁止されました。体罰などによらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

子育てをする中で、さまざまな悩みを抱えることもあると思います。イライラやしんどさを感じたら、1人で悩まず、まず相談してください。

子育て相談

児童福祉課あんしん支援係
☎ 0824・73・0051



11月12日～25日は 「女性に対する暴力を なくす運動」期間です

DV相談ナビ ☎ **#8008** (は・れ・れ・ば)

匿名での連絡が可能です。

殴る、蹴るだけがDVではありません！
あなたの近くでこんなことはありませんか？

身体的暴力

たたく・殴る・蹴る・首を絞める・物を投げつける(ふりをする)など

精神的暴力

無視・怒鳴る・暴言を吐く・外出や交友関係を監視する・大切なものを壊すなど

経済的暴力

生活費を入れない・借金を重ねる・仕事をしない・仕事をさせないなど

性的暴力

性的行為の強要・避妊に協力しない・無理やりポルノビデオや雑誌を見せるなど

ご相談ください

相談機関名	電話番号	相談時間など
広島県北部 こども家庭センター (配偶者暴力相談 支援センター)	0824-63-5181	月～金 10時～17時
庄原警察署	0824-72-0110	24時間
庄原市役所 (専用ダイヤル)	0824-73-1243	月～金 9時～17時

問い合わせ 児童福祉課あんしん支援係 ☎ 0824-73-0051